

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年広島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十七条中「及び第四十五条から第四十六条の二（船員である職員に関する部分に限る。）まで」を、「第四十五条及び第四十六条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定による保険給付であつて、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。